

宋代地方志における〈テキスト〉性

前村佳幸

はじめに

本稿は、宋代（960～1279年）の中国とりわけ南宋時代に出現し書物の類型として一般化した地方志に着目し、その基本的な性格を〈テキスト〉の生成と受容という観点から捉えるための一作業である。ここでいう〈テキスト〉とは、ある場において成立したコミュニケーションの体系（書かれたものだけに限定されない）を指すが、宋王朝が地方官を通じて行なう〈統治〉もまた、それぞれの地方社会の人々との間にある種の様式化したコミュニケーションを伴い、それが〈文字記録〉というかたちで表出されることはあり得たと考えられる。地方志とは、ある地域に即した事象を網羅的体系的に集成した編纂物である。それは、地理を基本としながらも多様なある意味では雑多な内容もち、発信する側でも筆者、編者、そして発行人と異なる立場に分かれていた。そのため、それが書物として刊行されること自体コミュニケーションの結実であったと考えられる。

さて、地方志が誰に何のために求められたのかについては、宋代地方志の概要をまとめた基礎的な研究である、青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」（初出1941年、『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、1963年収録）がある。青山氏は、地方官が管内を把握する上で「参考」となるものであり、「中央集権的官僚政治」の進展がその背景にあると指摘している。しかしその一方で、「人物と芸文を重視するのは宋代から始まったことで、その地方出身の人物の思想や行動かれらの文芸作品がそれぞれの地方の文化を代表するものとされ」ていた（梅原郁「宋元地方志叢書刊行序」大化書局、1979年）。このことを踏まえると、宋代に地方志という新たな様式の書物が展開した背景には、統治する側の論理だけでなく、科举制度によるエリートとして当時の政治・社会・文化を主導した士大夫、無官ではあるが同類とされた士人といった在地の知識人層の要求と密接に関係していたと想定されるのである¹⁾。地方志という図書類

型が統治者と当該の地方社会とのコミュニケーションの所産であり、そこに両者に共有されたなんらかの規範性が存在すると仮定したとき、「統治と文字記録」という共通課題に適う研究対象となるのではないだろうか。

そこで本稿では、宋代の地方志について、現存する29部の宋代地方志（中華書局『宋元方志叢刊』所収）から23部34篇、本文は失われたが文集や後代の地方志に遺されている3部6篇の序跋文を中心に検討を行なう。序跋文は刊行の経緯、意図、編纂の留意点、感想、関係者の身分氏名など地方志全体の論理が集約される部分である。そのため序跋文の内容を通じて地方志刊行の理念を把握することは、地方志テキスト全体に共通する性格を明らかにする上で初歩的な作業となる。さらに終章では、個別的な事象がどのように地方志に組み込まれているのか具体的に探るために、地方志の一般的な項目となっている民間祭祀に関する記述を検討する。なお、本稿では基本的な行政単位である県を統括する府・州・軍レベルの地方志を郡志と称している。また今回は、一般的な地方で成立したものを対象としたので、『建康志』『臨安志』など首都ないしその伝統のある地域に関するものは除外していることをあらかじめ断っておきたい。

第1章 序跋文にみる宋代地方志の理念

北宋期の宋朝は中央を基準にした全国レベルの地理書（総志）を編纂する一方、唐朝にならい地方官府に対して当該地方の地図地誌を作成・提出させる政策をとることがあった。三代皇帝真宗の大中祥符年間（1008～16）における「祥符図経」一五六六巻の編纂と全国各地方への頒下がそれである。それが華北を失った南宋では国家的意志によって地誌が編纂されることはなくなるのであり、この時期の地方の地誌的文献は当該地方独自の主体性による。例えば「此の版を度るに百年を支うべし。後の人印刷（けず）るを以て而ち輒（みだり）に斯の書を廃すこと母れ」（史安之「剡録」序 1214年）と、地方志は印本を前提として編纂される傾向にあるが、『澉水志』の撰者常棠の序（1257年）は、張子顔が知襄陽府在任中の淳熙3年（1176）に程大昌（1123～95年、『宋史』巻四三三に立伝）所蔵の抄本によって唐代の『元和郡県図志』を出版したことを引き合いに、本書が編纂から刊行に至るまで30年近くも経過したことを述べており²⁾、中央の助成など全く期待されていないことが窺える。

現在、中国前近代の地方に関する地誌的書物は「地方志」と総称されているが、これは伝統的なものではなく本来は「方志」が通用していた。宋代において、地方志の書名に「志」をつけることが一般化することはつとに指摘されている。「志」という語にどのような意図が込められているのか、先ず序文の記述を検討してみよう。

北宋・蘇州の地方志である朱長文「吳郡図経統記序」（1084年）は、書名こそ「図経」と題しているけれども「方志の学、先儒の重んずる所なり」と述べ、撰者自身本書を「方

志」に位置づけている。さらに、江蘇・常州の『琴川志』では「盧君嘗て以えらく、古者に郡国に図有りて、風土に記有るは、一方の紀載を備う所以なり、今の志書は即ち古の図記なり、其れ廢すべけんや」（戴良「重修琴川志叙」1365年）と知州の言を紹介するかたちで、宋代の地誌について「志書」とし前代の「図」や「風土記」と同じ系列にあることを述べつつ、失われてはならないものであることが表明されている。また、同書の別の序には「郡に志有り、邑にもまた志有り。志は史に非ざるなり。史を述べて記に備う所以なり。聖人の史においてもまた惟だ述べて作らず。況んや邑志においてをや」（褚中「（琴川志）総叙」1254年）とある。ここでは「志」が「史」書ではないと断言し、「志」のもつべき意義を述べている。【述べて作らず】とは『論語』述而にあることばで、孔子が上古の事象についてその真意が後世に正しく伝わるよう作為を施さず的確に整理したことを指すものであり、地方志は史書そのものではなく、後に編纂される史書に寄与するべきものとして位置づけられていることが読み取れる。もっとも、「史君刻に尹たりて〔高〕似孫に訪い刻の事を録し、刻に始めて史有り」（高似孫「（刻録）序」1214年）といった文もあり、地方志が純粋な地理書として認識されていたわけではない。それは地方にもそれなりに歴史があり、その記述が重視されていたからである。この点は「方志」の語義からも窺うことができる。

宋代地方志の序文には経書（儒学の根本テキスト）の引用や言及がいくつかみられ、それは地方志に込められた宋代の人々の意識を探る上で重要な手掛かりとなる。

「方志」という言葉自体については、「道地図以詔地事、道方志以詔觀事」（羅濟「（宝慶）四明志序」1227年）、「夫周官土訓、掌道地図以詔地事、以弁地物以詔地采」（史能之「咸淳毘陵志序」1268年）とある。これは『周礼』地官・序官の【土訓、掌道地図以詔地事】【誦訓、掌道方志以詔觀事】を典拠とし、後者の注疏は次のようなものである。

四方の識る所の久遠の事を説き以て王に告げ、博古の識る所を觀せしむ。（鄭玄注）
 「方志を道（説）くを掌る」と云うは、即今の識るを志すなり。四方の記識する所の久遠の事を道き、以て王に告ぐるを謂うなり。「以て觀事を詔（告）ぐ」と云うは、王に告げ博古の事を觀せしむるを謂うなり。（賈公彦疏）

これらの注釈によると、いくつかの点が指摘できる。第一は、「方志」という言葉が本来、地誌的な書物自体ではなく、王（天子）の政治に活かすために四方の事象について記録し告知する行為或いはそれを職掌とする者を指していたことである。第二点は、注疏において「久遠の事」「博古の事」という言葉が用いられているように、「即今の識るを志す」いわば周辺地域の現状のみにとどまらず、その過去についても記録の対象としていることである。そして第三点は、経書によれば中央を起点とし全国（四方）を対象とするはずの「方志」が地方志を指すようになることである。これは宋代における重要な変化として指摘されるべきと考える。

第一点に関してはさらに『周礼』夏官・職方氏と『尚書』禹貢を意識した記述がみら

れる。「周官職方氏天下の図を掌り、周く其の數要を知る」（董弁「嚴州重修図經旧序」1139年）、「昔、周官職方氏天下の図と其の財用穀畜の數要を掌り、周く其の利害を知る」（丘岳「琴川志叙」1254年）などであり、とりわけ羅願「新安志序」（1175年）では「上世より九州の志と三墳・五典みな号して帝王の遺書と為す。而うして禹貢・職方氏、孔子之を定め以て經と為す」とあるように、『尚書正義』にある序文を踏まえたものとなっている。これは漢の孔安国の作とされていたもので、「九州の志、之を九丘と謂う、丘は聚なり。九州の所有土地の生ずる所、風氣の宜くする所みな聚るを言うなり。楚の左史倚相、能く三墳・五典・八索・九丘を読む、即ち上世の帝王の遺書を謂うなり。……（孔子）職方を述べ以て九丘を除く」（偽孔安国「尚書序」）とあり、中国全土（九州）についてまとめた書物として『九丘』というものがあって、それを孔子が整理したものが『周礼』夏官・職方氏の原本になったとする孔子刪書説を展開している。羅願は『尚書』禹貢篇も併せているが、同篇が現存する中国最古の体系的な地理的記述であることは古くから確信されてきたことであり、宋代においては、歴代の統一王朝により編纂された地理書はその系譜に位置づけられている。例えば、呂伍「方輿勝覽序」（1239年）には「上世より『九丘』既に逸す、而れども夏の『禹貢』、周の『職方』燦然として明備す。秦に至りて天下を郡県とし、両漢遂に『地理郡国志』有り。歴代多く之に倣い、唐の図『十道』、皇朝の志『九域』みな是の物なり」とあり、上古の『九丘』から北宋の『元豊九域志』にいたる連続性が主張されている。実のところ伝孔安国の古文尚書は偽作であり今文の禹貢も後代の記述や改変が相当混入したものであるけれども、いにしえからの大なる地誌（方志）の系譜を示し、そこに自らを据える意識が展開していたことに注目すべきであろう。宋代とりわけ南宋における地方志の興隆は地誌の漠然とした呼称である「方志」を専ら地方志を指すものとし、結果的に全国誌的なものとは別の類型として自らを分化させていく方向にあったように思われる。

それでは、中央から全土を把握できる総志が存在するのに、あえて地方に立脚した書物を著わすことにどのような必然性があるのか、この点に関しても宋代の地方志撰者は明白な意識を有していたと考えられる。劉文富「（嚴州）重修図經序」（1186年）には、【其の教を修めて其の俗を易えず、其の政を斉えて其の宜しきを易えず】と『礼記』王制からの一節が引用されている。これは、民衆に礼儀を身につけさせるためにはその土地の風習を変えず、刑罰や規制を行うためにその土地の慣習を変えず尊重する、といった主旨の為政者の心構えを説いているものである。総志もまた「土地所生、風氣所宜」を記すものであるが、それは「所有」ところを網羅するものだから、「夫れ天下の經を挙げて之を修定せば、其の文簡ならざるを得ず」（朱長文「吳郡図經統記序」1084年）というように、各地方の扱いはどうしても簡便なものとならざるを得ない。県以下ではなおさらであろう。実際、浙江・華亭県の知事楊潜による「雲間志序」には、

華亭今の壯県と為り、生齒繁夥、財賦浩穰なり。南のかた海を距て北のかた江に瀕

い、四境延袤、視偏曠遐にして、障の逮ばざる所なり。之を『寰宇記』『輿地広志』『元和郡国図志』に質すも、僅かに疆理の大略を得るのみ。先賢勝概・戸口租税・里巷物産の属の如きに至らば則ち闕く。此より前、邑人蓋し掌て編類せるも之を失い、疏略続き、『嘉禾志』に附見せらると雖ども、然れども闕遺なお多し。

とあり、中央編纂の地理書だけでなく同県を管轄する嘉興府の地方志でも県の扱いは少なく、地域を正しく理解した上で統治することが困難である旨述べている。同じ嘉興府に属する澉浦鎮でも、『澉水志』の撰者常棠が鎮の常駐官に「郡に『嘉禾志』有り、邑に『武原志』有るも、其の澉水の事を載すれば則ち甚だ焉を略す。討論聞見し綴緝成編ざらしめば、則ち何を以て一鎮の指掌を示さんや」（羅叔韶「澉水志序」1230年）と指摘して、府や県の地方志では鎮の全体像を知ることができないとの不満を露わにしている。

また、紹熙『莆陽志』（逸書）は、唐宋時代になってようやく開発が進展した福建路において領域も人口も最小であった興化軍の地方志であるが（1192年序、序文は光緒『莆田県志』所収）、地元の人による序文には、「又た吾邦の彦類、此の書を成す。其の編集の富は、隠然として一大都の如し。地に大小無く、其の人有らば則ち小なると雖ども大なり。事に遠近無く、其の書有らば則ち遠きと雖ども近し」（郡人林栢序）とあり、優秀な人材を輩出し、立派な行いがあり、それを記す充実した書物が存在するならば、たとえ郷里が小さく中央から遠く離れていても気にすることは無いという。そして、知事趙彦勵の序文では「人物の奇偉、唐より以来、間見層出す」として対応するかたちになっている。実際、福建路は北宋・南宋を通じて科学合格者数は全国一であったが、興化軍はその上位にあった（8州軍中3位）³⁾。「郡志の記載を失う者を訂し、碑刻のいまだ流伝せざる者を訪」（黄巖孫「仙溪志跋」1257年）ねてできた宝祐『仙溪志』は所轄の県のものである。

このように、実際の統治は行政領域を区切り各層の地方官によって行われるので、地方官は管轄する地方の具体的な「俗」や「宜」に通じ、その出身で模範となるような人物についても知っておくことが望ましい。そうした地方官のために、地方志は地方それぞれ固有の状況や地域性を総合的に理解する拠り所となるのであり、地方政治を志向する公的な書物として位置づけられていたのである。

第2章 地方官と方志——実務と教化のはざま——

前章で明らかにしてきた通り、序文は地方志の価値について、当地の統治への寄与を主張している。そして、南宋の地方志は国家に編纂させられるものではなかったし、その内容項目もまた画一的とはいえない。他方、現存する全ての地方志が官府を起点とし行政単位に準拠している。蘇州崑山県の『淳祐玉峯志』（1251年修）の凡例の場合、「凡事旧と崑山に在りて今嘉定に在る者は、今本邑に逮ばざるを以て、今みな載せず」とあ

り、嘉定10年(1217)に崑山県から嘉定県が新設、分離したことを踏まえ、嘉定県の区域となった地域を記載対象から意識して外しており、地方志の記載範囲が行政領域の現状を基準としている好例となっている。つまり、地方志は国家中央には直接立脚しないけれども、その地方統治の現実の枠組みを対象としたものであるということである。

ただし、ここで一つ確認しておきたいのは、地方志は地方官が当面の業務を処理するための単なる資料集のようなものとして観念されていなかったことである。そのような用途の記録が宋代の行政現場において活発に作成されていたことは、県統治の指南書『作邑自箴』などからも窺うことができる⁴⁾。また、安徽・徽州の官府では祥符図経が北宋末の方臘の乱により失われたので、「特だ計簿を抄取し、之を益すに里魁亭父の隠実する所の者を以てし、編み以て冊と為す」と述べられるように、文書類と農村部からの情報をまとめた簡易な書冊で間に合わせていた⁵⁾。適宜参照して管内の状況を知ることのできる資料が手に入るのに、なぜわざわざ地方志が刊行されなくてはならないのか、序文には次のように説くものがある。

語るに図牒を以てせば、不急の尤たる者に非ざるか。然れども図牒より奥なるは莫く、簿書より渫(もら)す莫し。有司の急がざる所は、固より君子の急ぐ所なり。今公の政を為すや。……而うして君子の急ぐ所においては、尤も卷卷なり。(陳耆卿「赤城志序」1223年)

今、有司類ね簿書期会に窘(くる)しむ、問うに図志の事を以てせば、日に率うが是なり急ぐ所に非ず、と。尚お之を知務と謂うを得んや。(羅濬「(宝慶)四明志序」1227年)

郡県必ず志有り、崑山これ無し。豈に前人の長たるもの此に及ばざらん。期会の事、此に急ぐ有らば、則ち之を不急と謂うもまた宜し。然れども往きて稽う所無く、来りて抛る所無ければ、識者毎に以て歎と為す。(凌万頃「玉峯志序」1252年)

ここでは地方志は「図牒」「図志」として「簿書」と対比されている。「簿書」とは租税台帳など官府の公文書の総称であり⁶⁾、定められた期日内に滞りなく処理すること(期会)が地方官府にとって最も緊要であった。地方志の刊行はそうした文書行政の現実においては必要性のあまりない、「不急」の事業なのであった。とはいえ、朱熹が『漢書』の董仲舒伝を踏まえながら強い調子で「州知事は“流レヲ承ケテ化ヲ宣ベル”のが務めであり、帳簿づくりや銭勘定・裁判がしごとじゃないのだ」と言ったように⁷⁾、地方統治は定まった業務をこなすだけで完結するものではないという意識もあった。ある県の知事が管内の孔子廟を修築し学問の振興につくしたことを讃える、欧陽修の「襄州穀城県夫子廟記」に、

其の礼を講正し、州県に下す、而れども吏上意を論る能はざるあり。凡そ有司簿書の責めざる所の者は、之を不急と謂う。……礼を修め学を興し、其の有司の責めざる所の者を急ぎ、認認然として惟だ及ばざるを恐る、有志の士と謂うべし。(『欧陽

文忠公集』居士集卷三九)

とあるごとく、それをしないからといって上司より責任を追及されることはないが、意識ある地方官にとって取り組まないわけにはいかない事業がある。これらの序文は、地方志もまたその対象であることを、北宋の代表的な士大夫である歐陽修の文章を援用することにより強調しているといえよう。

他方、よく知られているように、南宋においては法令や手続きに習熟せず当事者意識も低い地方官がその処理を胥吏に丸投げした結果、その恣意的な行動により、中央の政策は具文化し現場では民衆が苦しめられるという実態が顕在化するようになった。そのため、当時の有識者は地方統治の「綱紀」を確保するためには、地方官自身が行政文書を適切に処理していくことが重要であると指摘している(葉適「吏胥」『水心別集』卷一三)。南宋の大儒朱熹にしても、迂遠な“道学者”というイメージとは裏腹に、地方官として膨大な公文書を的確に処理してきた自身の熱意と工夫について回顧している⁸⁾。つまり、南宋においては「簿書期会」に象徴される実務をこなしつつも、さらに管内の教化に努めるのが理想的な地方官の姿なのであった。この点から地方官自身の執筆した序文をみると、「太守陳公公亮下車するの初、其の廢墜を憫うるも未だ暇あらざるなり。年を逾ゆるや、時和し年(みのり)豊にして、訟簡刑清なり、百廢具に挙がり、課最たるの余あり、因りて旧経を取り、文富に命じ之を訂正せしめ、再考を將て諸を木に録む」(劉文富「(嚴州)重修凶経序」1186年)、「此の邦を假守するも、日に事を以て奪われ、いまだ搜訪するに暇あらず、將に秩満ちんとするに比び、亟に郡の諸彦を延きて之を謀る」(趙彦勵「莆陽志序」1192年、光緒『莆田県志』所収)、「余謬りて是の邑を領す、日に簿書期会に困しむと雖ども、而れども此の心実に拳拳なり」(楊潛「雲間志序」1193年)、「叔韶、官を茲に効すこと半祀に及び、正に輿理を搜訪し紀載を為らんと欲するも、吏事鞅掌(多忙)なりて未だ暇あらざるなり」(羅叔韶「澗水志序」1230年)などと州県の知事や地方都市である鎮の監督官として職務に専念しつつも地方志の刊行に強い意欲を示すかたちになっているものが見出される。

なお地方志には、私撰とみなされるものがある。しかし、そのようなものも純粹に個人の著作として刊行されたわけではない。例えば、淳熙『新安志』は、地元出身の官僚士大夫羅頤が編纂していることを聞いた知州の趙不悔(任1173～75年)の支援を受けて刊行されたものである。また、江西・崇元県の嘉定『羅山志』(逸書)は、やはり地元の名門出身である羅鑑が「此の書独だ簡略疎陋にして、覽る者焉を病う。余嘗て志有るも、斯において未だ暇あらず」と感じていたのを、同県の主簿李伯醇が知県を兼任したのを機に「耆宿に請問し、搜羅追問し、遍く諸家の記載・公私の碑刻を考え、而うして祥符旧経を以て祖と為し、年を累ね彙粹し迺ち(はじめて)克(きざ)む」という流れで完成させたという(羅鑑「羅山志序」、康熙『崇仁県志』所収)。これらの例は、編纂自体は官僚でなく在野の特定個人の発意と著述によるものでも、書物として世に出すために

は地方官の贊助を得て公的な事業にすることが必要であったことを示している。

このように、地方志はいわば“不急の急”として、優れた地方官のもとで生み出されるものであり、純粋な実務性よりも当該の地方社会に対する姿勢を具現するものと位置づけられていたのである。そしてそれだけに、地方志の出版がそれに関与した地方官個人の治績と結びつけられるのは当然のことであったといえよう。福建興化軍の紹熙『莆田志』一五卷（逸書）は、先に挙げた本人の序によると、地方官の規定任期3年のうち2年を務めた知事の趙彦勳（任1190～93年）が「郡之諸彦」を集めて編纂させたことになっているが、地元の士人（郡人）による序文では（光緒『莆田県志』所収）、

吾、趙侯の人と為りを識る、儒雅にして才業有り、莆を治むること膝の如し。民租を代え、学廩を増し、水利を興し、輿梁を作り、其の余力を以て諸を亭伝坊陌に施して之を一新す。古のいわゆる良吏とは過ぎざること此くの如し。其の更代に比（いた）り、趣ち是の書を成し以て信を垂れ遠きに伝う、然らば則ち侯の治行はまさに書と共に不朽なるべし。（郡人鄭僑序）

趙侯の至りてより、政修まり廢起る。租賦を蠲除し、閔梁を修利し、溝瀆を導達し、経術を審端す、凡そ前政の為さんと欲して力むるも逮ばざる所の者は次を以て（順次）畢く挙る。将に去らんとするの日、遺恨を留めず、又た吾邦の彦類を属（あつ）め此の書を成す。（郡人林枏序）

などと述べられていて、地方志の編纂事業は多岐にわたる施策の実現の末に行なわれたもので、その治績は地方志とともに後々まで伝承されるべきだといっている。他方、淳熙『新安志』は、先述のとおり知州が最初に提唱して着手されたものではないが、これにも「其れ政を為すや廉、靖んじて人を擾さず。また相い与に之を安んず、且に去らんとするも、なお吾が土に捲捲なり。之を表章せんと思欲す。蓋し忘るべからざる者有るなり」（羅願序）とある。また、『澗水志』の序文を書いた監鎮官羅叔韶（任1230～33年）については、作者が地元士人とみられる「徳政記」が掲載されている⁹⁾。編纂の経緯にかかわらず、こうした顕彰の言辞は珍しくない。つまり、地方志には地方志の出版に関わった地方官の治績を顕彰する性格が明白なのである。これが実際の状況や成果を客観的に示しているのかわからないが、少なくとも地元の知識人層との良好な関係を反映していること、そしてそれが双方にとって望ましいとされていたことは確かであろう。

先に一般的な地方志は個人の著作として刊行されるものではないと述べた。地方志の当事者について、青山氏は次のようにまとめる。「時に私撰のものもあったが、多くは官に於いてものし、府州の長官が府州学の教授、時に属僚、或いは土地の士人等教養ある民間人に命じ若くは委託して編纂せしめ、或いは其等の人々の協力による大規模なものもあった」（前掲書509頁）。確かに序文などをみると、地方官が編纂・刊行させたというようになっているものが多い。しかしながら、地方官による提唱・委託の言辞、官府

での出版が目立つ一方、編纂・執筆については概ね地元の士大夫・士人層に担われていた。こうした形態を果たして純然たる官撰と断定してよいのだろうか。

紹熙『雲間志』の場合、知県自身の序文が「邑之賢士大夫」の「助成」に依存していたことを述べているし、蘇州の『呉郡志』は撰者范成大（1126～93年）の死後に刊行されたが（1229年）、それは当時の知事が刊行を意図しながら、本志が范成最大の著作ではないと異議を唱える者がいて断念したからであった。もっともこれは言いがかりで、実際のところは自分の求める内容としないことであったという¹⁰。このような例をふまえると、一見したところ官主導の形態をとる地方志の刊行は当該地方の資金供出や編纂方針に対する意見に大きく左右され得るものであったと考えるべきである。宋代の地方志については、純粋な官撰か私撰かという評価よりも、官民双方の協調によってはじめて成立するテキストと位置づけることが大事ではないだろうか。

第3章 図経・方志に対する関心と出版、流布

宋代私撰の書籍解題をみると、北宋末から南宋初期を生きた晁公武の『郡齋讀書志』ではほとんど見られなかった地方志類が、後の陳振孫『直齋書録解題』になると数多く著録されるようになっていくことがわかる（巻八地理類）。ここで注意を要するのは、宋代中国に木版印刷が普及し書物の流通に大きな変化が生じたことは確実であっても、他方において、実際には書物の入手はなお容易でなかったと指摘されていることである¹¹。事実、陳振孫は官僚身分をもつ士大夫で、書物の収集において「特権的」立場にあったといえる。しかしそれでもなお、挙げている書籍を全て所有していたわけではないようである。例えば、陳振孫が自身のことも記載している紹興地方の『会稽統志』を所有していたかどうかかわからないし、評語についていえば、字数は多くても序文や目録を見るだけでできそうなものもある（『呉郡志』『会稽志』など）。他方、「既に詳備して刊刻は精緻なり、図志の佳き者なり」（『襄陽志』）とか「其れ書を為すに草率なり、いまだ尽善を為すを得ず」（『呉興志』）、「梁克家・叔子撰。淳熙九年序。時に永嘉の陳傳良君通判事に挙げらる、大略みな其の手より出ず」（『長樂志』すなわち『淳熙三山志』）などと実見に基づく所見を記すものもある。ただ、書物に対する官僚士大夫の特権的立場は北宋でも同様であったから、地方志が活発に刊行され、地域外の者でも閲覧や入手が容易になっていたこと、収蔵や評論の対象としてより一層の関心を集めていたことは看過できない。

宋代地方志の内容構成面での特色として注目されるのは、青山氏が指摘されている「地図が減ぜられ、記事が豊富となる」（前掲書502頁）ことである。地誌的な情報を伝える有効な媒体である地図は、宋代の地方志においては必ずしも必要なものではなかったのである。これは地誌的な内容を主体とする書物における重大な変化であり、さらなる追究を要する問題といえよう。

地図につけられた序文としては、多面的な描写と緻密な構成をもつ曾鞏の「越州鑑湖図序」(1069年)が想起されよう。これは曾鞏の文集『元豊類藁』に収録され、すぐれた文章として人々に影響を与えてきたのであるが、それでも筆者曾鞏が当地の通判(次席知事)として為政上(水利)の関心から調査・作成させた鑑湖の絵図そのものは失われているのである¹²⁾。このような序文が地方志の序文とどのように違うのか検討してみよう。劉摯の「荊南府図序」(1064年、『忠肅集』巻一〇、所収)は、江陵府について古代からの行政機関の沿革、領域、属県、戸口、賦税、官員定数、軍隊の部隊数、府城の街巷、城郭、橋梁、江湖、祠廟、宮觀、寺院の総数を記した後、次のように述べる。

漢地志に曰く「楚に江・漢の川沢山林の饒有り、民魚稻を食い、山水に漁獵するを以て業と為す」と。隋志称す「荊人頸悍決烈なるは、蓋し天性なり。然るに地上流に抛る、故に三国之を争い、而うして民兵(いくさ)に苦しむ」と。唐至徳より以後、中原故(わざわい)多く、鄧襄の民と両都の衣冠多く荊楚に趨り、故に人物始めて盛んなり。乾符以来、遂に戦巢と為る。高氏、兵火瘡痍の余に、招徠撫集す、数十年間して、王民と為るに逮ぶ、太平を歴る者は又た百年を逾え、教化涵養し、安佚にして富庶なり。凡そ江に浮び黔蜀に下るは、夫の陸駅にて二広・湖・湘より以往し京師に来る者と与(とも)に、此れ咽喉を為す。又た兩蜀の人出でて宦游する者、多く此に家す。是を以て今や最も盛んとなり、西南の一都会と為る。游観するに独だ龍山渚宮のみ勝地と号称せらる。民間蓄聚に務めず、不幸にして小しく乾溢に遇わば、往往転徙して瘠す。其の人鬼を尚び、病者巫を先にし薬を後にす、其れも亦た習俗の安ず所か。暇日に府を絵き図を為る、因りて其の概(あらまし)を題す。

この序文には理念的なことはなにもなく、江陵府の地誌的概要を簡略ではあるが網羅的に示すものとなっている。本文は、図絵に添えて解説するためのものであり、一篇の文章でその地域全体を叙述したものとみられる。本文により、江陵府について交通の要衝にあり名士が集まり栄えていること、他方において民衆は貧しくて迷信深く不断の教化が必要とされているといった簡潔かつ類型的なイメージを受け取ることができるが、「荊南府図」はまさに地図そのものであって、まとまった記述は本文だけだったのであろう。その点、地方志では、序文は編纂・刊行の経緯や理念を述べるもので、具体的な内容は分野ごとに項目を分けて記述されるのである。南宋時代でも「平江府図」(1229年)のように精密な地図は作成されたけれども、地図を集成した図会のような書物は流行らなかった。

例えば、『宋史』芸文志に著録されている孫祖義撰『高郵志』三巻について、『直齋書録解題』は次のように解題する。「興化県主簿孫祖義撰。郡守趙不慙、之を刻む。淳熙四、五年の間なり。其の書図志の中に在りて、最も疏略為り。嘉定中、守汪綱再修し、詳定を称せらる」(同書巻八)。これによると、『高郵志』は、図絵が主で記述は従という

形式であったようであり、それが簡略すぎると評されている。これは当地の人々にも認識されていたことでもあり、嘉定年間（1208～24年）に知高郵軍事汪綱のもとで統編が編纂されたが（ともに逸書）、こちらの方が巻数も多く「詳定」とされている。『高郵志』が刊行されたのは1177か78年のことであるが、南宋では図主体の地誌はあまり望まれないようになっていたことがわかる。本稿では、地方志の序文が単なる地理書・実用書という観念を越えた書物を志向していたことを確認してきたが、これと対応するものといえよう。それでは、なぜ視覚的に地域を捉えることができ広い層に受容され得る図絵ではなく記述が主体となったのであろうか。それは、直接行政に関係ない、しかも文章でしか表現できない内容が地方志により一層求められるようになったからではないだろうか。

当地にちなむ詩や文章をまとめて収録する項目（芸文）は、宋代の地方志全てにおいて設けられているわけではないが、重要な要素となっている。江西・崇仁県で初めての方志であった嘉定『羅山志』（逸書）の撰者羅鑑の序（1210年）によると、『羅山志』は、祥符図経を基に「諸家の記載・公私の碑刻」を参照して考証を施したものであるが、当初51門6巻であったものが、詩文のためにさらに4巻を追加することになったと述べ、欠かせない項目であるとしている¹³⁾。この『羅山志』については、吏部尚書兼国史実録院修撰であった曾暎（1169年進士）の序に「凡そ県の物土・材実・遺文・古事は織悉にして必ず記す。旧誌多く疎略なり、此を得て遂に伝信すべし」とあり、「旧誌」の祥符図経より充実し信用できると賞賛されているが、曾暎は崇仁県出身で詩名のあった何異（1154年進士）からこの書を見せてもらったのである（3冊本であったという）。本志は朝廷の取り寄せにより何異の『月湖詩集』などと一緒に献本され、崇徳県を管轄する撫州の景定『臨川郡志』（逸書）にも影響を与えたという（『幼賢父異玉翁序』、1329年、康熙『崇仁県志』所収）。本志は『宋史』芸文志にみえず上記のことを確認することはできないけれども、方志として高い評価を受けたことは十分読み取れる。そして、その理由として推測されるのは、『羅山志』が地元出身の士大夫・文人の作品を数多く収録していたことである。そもそも、何異が同じ撫州出身でも県の違う曾暎（南豊県）に、自分の県の地方志を見せたのは、自分の作品が収録されていたからではないだろうか。いずれにせよ、『羅山志』のように単純な地理書の枠を越えた内容をもつ地方志は、知識人層にとって北宋以来の図経よりも価値を見出しやすい存在であったといえよう。

図経や地方志は、官僚身分をもたない在野の人々にも收藏されることもあった。1566巻に及んだという李宗諤の祥符図経は、金軍の侵攻による宋朝の南渡と戦乱によって大きな打撃を受けた。南宋の蔵書家陳振孫によれば朝廷にも98巻しか残っていなかったという（『直齋書録解題』巻八）。その一方で図経には個人の私有に帰すものもあった。陳振孫は自身蘇州、越州（紹興）、黄州の三図経を所蔵していると述べているが、これは刻本であったという¹⁴⁾。その版が全国に交付されたとき以来のものか、個別的に印刷され

たものか判断しにくいのが、祥符図経には当地の知州により増補されるものがあったので¹⁵⁾、各地で個別的に版行されたものである可能性が高い。

淳熙『新安志』の撰者羅願の序文（1175年）によれば、安徽・徽州にも李宗諤による「図経」が存在したが、北宋末の方臘の乱（1120～21年）により失われたという。この「図経」はいうまでもなく祥符図経である。羅願はこれに接することができたが、それは官府以外に「民間」に蔵する者がいたからである。「図経」を所蔵していた人がどのような社会的地位にあったのか、知るすべはない。とはいえ、北宋から伝わる書物を所有しており、戦乱の際に流出したものを入手した可能性もあるが、それでも方臘の乱の勃発した北宋末から羅願が閲覧した頃まで「五、六十年」の隔たりがあるので、読書人として世代を重ねてきたものと考えられる。しかしながら、その姓名が記されていないことをみると、羅願のような科挙官僚の身分をもつ純然たる士大夫にとっては交流はしても、完全には同等とみなされない程度の人士であったのかもしれない。ともあれ以上の例は、官撰の「図経」でさえも必ずしも官によって独占されていたわけではなく、民間にも流布したり閲覧されたりする機会があったことを垣間見せてくれる。

南宋の地方志の場合、『澉水志』の現存する最古のテキストである、明・嘉靖36年（1557）刻本の董穀序に「旧本存する無し、止だ民間に伝写せられ、文も復た陶陰太甚し。[董]穀求めて之を得、数本もて参互考訂し、始めて其の全てを獲たり」とあり、底本とすべき宋版本は刊行から300年以上もたってなくなっていたものの、「民間」にある複数の写本を校合することにより復元できたという。これらの写本には本文の乱れが目には余ったというが、それは、あまり学識のない者による転写が重ねられていたからであろう。陳振孫が「前志、進士題名無し、此れ其の尤も遺るべからざる者なり」（『直齋書錄解題』巻八、『会稽統志』）と指摘するように、宋代以降の地方志においては科挙合格者のリストは不可欠な項目であったが、『澉水志』にはない。それは、『嘉泰会稽志』のように見落としたからではなく、これまでの該当者が見出せなかったからであろう。しかし、南宋の澉浦鎮には学校（鎮学）が設けられるなど、知識人層は確かに存在していた。こうして、現存する唯一の宋代鎮志である『澉水志』は、朝廷・官府や一流蔵書家のコレクションではなく、地元の名もなき人々の写本によって存続したのである（『澉水志』は『宋史』芸文志に著録されていない）。

宋代の地方志は相対的に多くの人々に参照されることを理念に掲げていたから、版行を前提としていた。しかしながら、たとえ在野の知識人が独力で完成させたとしても、地方官府が関与しないと版行には至らず家蔵される傾向にあった。有意の地方官が現れたときようやく印刷に付されるという経緯は、北宋の『呉郡図経統記』から¹⁶⁾、「是の書なおいまだ刊まざるか」（趙汝談「呉郡志序」1229年）という知事の一言を契機に空白期間を増補して出版された『呉郡志』に至るまで変わらない。地方志は内容が豊富になったことで編纂に時間がかかったように思われるが、それよりむしろ出版の機会を得

るまでの方が往々にして長かった¹⁷⁾。そして、地方志を出版するような官僚は、知識人に切望される書物の出版にも積極的であったようである。知平江府の李寿朋(任1228～29年)のもとで蘇州の『呉郡志』が刊行されたとき、その撰者である范成大の『石湖集』と唐・白居易撰『白氏長慶(集)』が同時に印刷されている(『呉郡志』趙汝談序)。また、知嚴州の錢可則(任1260～62年)は『景定嚴州統志』だけでなく、朱熹・呂祖謙撰『近思録』、蔡模撰『近思統録』、錢時撰『融堂四書管見』も刊行している(同志卷四書籍)。蘇州の方は詩文集であり、嚴州の方は儒学に関するものである。それぞれ発行部数は不明であるが、これらは文芸・思想面における卓越した著作として、その普遍的な影響力は一地方に内容が限定された地方志など比較にならないものであった。このように、南宋地方志のオリジナルは官府で特別に出版された官刻本が一般的であり、さらに営利目的で印刷されたものはほとんどなかったとみられる。

南宋の地理書で営利出版の対象となったことが明白であるのは、祝穆撰『方輿勝覽』(1239年序)である。本書は南宋の支配領域のみを対象とし国家的威信より文化的関心を優先しており、名所旧跡の記載が主体で詩作などの参考書として歓迎されたとみられる。その現存する宋版には、祝氏の家刻を保護し他者の翻刻を禁止する当局の告示が添付されており¹⁸⁾、その需要がうかがい知れる。その点、地方志は版行が当然とされていたとはいえ、部外者による翻刻について言及されることがないのも、その需要が限定的であったことを示すであろう。とはいえ、出版こそ官府に強く依存しているけれども、純然たる官撰ではなく地域の人々が大きく関与した南宋地方志は、「図経」以上に、官僚士大夫はもとよりそれ以外の地域住民にも流布し得たと考えられる。

第4章 南宋における地方志の重修

地方志編纂の理由として最も多いのが、従来のもものが「疎略」であるというものである。これには、第1章でも紹介した当地に地方志がなく中央の総志や上層の方志での扱いが乏しい場合、あってもその内容に満足できなくなった場合とがある。淳熙『新安志』を除く、現存する郡志は全て祥符図経以外に先行する地方志が存在し、それを書き換えたものか続編をとまなうもので、後者に属する。

『咸淳毗陵志』の成立は南宋の末期(1268年)であり、既に常州には福州(三山)出身の州学教授鄒補之による『毗陵志』一二巻があった(『直齋書録解題』巻八)。それでは、新たに本志を編纂したのはなぜであろうか。知州として赴任し自ら撰者となった史能之自身の序によれば、常州の属県の一つである武進県の県尉であったとき(淳祐辛丑、1241年)、知州の宋慈とともに『毗陵志』の簡略さに満足できず増補することを企画していたという。それでは、なぜ簡略であることに満足できなくなったのだろうか。それは、史能之の序文に「一馬渡江の後、錢唐、天子行在の繇る所と為る」と記されるよう

に、朝廷が杭州におかれて江南地方が中央となり、常州も「蘇・湖・秀と均しく右扶と号す」、つまり中央との地理的距離が近くなり一般の府州とは異なる立場となったことと密接に関係していると考えられる。

行在臨安府こと杭州に隣接する蘇州（平江府）、湖州、秀州（嘉興府）では本志に先立ち『呉郡志』『嘉泰呉興志』及び『嘉禾志』といった郡志が知事の熱意もあって刊行されていた。『呉郡志』は知平江府李寿朋のもと北宋・朱長文の『呉郡図経統記』三巻、『嘉泰呉興志』は知湖州李郎のもと南宋・周世南らの『呉興志旧編』一二巻を置き換えるものとして刊行されたものである。そして、嘉興府では『呉興志旧編』と同じ淳熙年間（1174～89）に、知府の張元成（常州出身）がおそらくは地元の人士とみられる聞人伯紀を招聘し、『嘉禾志』五巻を編纂している（1174年）。

『嘉禾志』は、『宋史』芸文志にも著録されているが、南宋時代を代表する蔵書家陳振孫の評価は「書を為すに極めて草草なり」（『直齋書録解題』巻八）というものであり、地元でもその修補増訂が望まれていたので、元朝の江南平定から十数年後の1288年になって『至元嘉禾志』三二巻が刊行されることになる。宋代においても刊行には至らなかったものの、岳珂（岳飛の孫）が知府を務めた、嘉定7年（1214）に「郷の先輩」関表卿による重修が試みられている¹⁹⁾。さらに、紹興府（越州）では『嘉泰会稽志』（1201年）とその続編として「辛酉後の事、而ち亦た前志の遺を補」（『直齋書録解題』巻八）った『宝慶会稽統志』（1225年）があった。このように、常州の周辺地区では、南宋末までに地方志を一度刊行しただけでなく重修を行っていたのである。こうした状況を知州として再び赴任してきた史能之が意識していたことは十分考えられる。

史能之の『咸淳毗陵志』刊行の意図の一つとして、周辺の府州に対抗して任地の格式を高めようとしたことが指摘できるだろう。それは「今や山川映発、民物殷蕃し、謹しんで封圻を固め国の屏壤の地と為す、小弱に非ざるなり。而れども郡志続かず闕くに非ざるか」という言辞に端的に表れているが、他の地区も同じ意識であった²⁰⁾。また、『嘉泰会稽志』の陸游序では、

中興の業を定む、群盜削平せられ、強虜退遁す。是に於り、唐梁州に幸せるの故事を用て州を陞せて府と為し、冠するに紀元を以てす。大駕既に西幸し、而うして府遂に股肱の近藩と為り、東の諸侯の首と称せらる。地望蓋し長安の陝洛、汴都の陳許に視わる。……中原いまだ清まらず、今や天下の鉅鎮は惟だ金陵と会稽のみ。荆・揚・梁・益・潭・広皆な敢て望む莫し。……書これ「図経」を本とすると雖ども、「図経」先朝に出づれば、藩郡の附益する所に非ず。乃ち長安・河南・成都・相台の比（たとえ）を用て会稽志と名づく。

とある。これは、当地会稽が北宋（先朝）では一般の州であったけれども、宋朝の南渡後は年号をとって紹興府と改称され、国家の重鎮として卓絶した位置を占めるようになったことを強調するものである。「図経」とは、祥符図経である『越州図経』八巻を指すと

みられるが、格式が高まった以上もはや相応しくない旨述べられている。本志の題目に用いられる「会稽」にも、北宋・宋敏求の『長安志』『河南志』、趙抃『成都古今記』を念頭に、歴史の舞台となった伝統ある地域としての矜持が込められている。『嘉泰吳興志』にもまた「吳興、東南最盛の処なり、今において股肱の郡為り。山水清遠、人物賢貴、宜しく大いに手づから筆し以て其の実を志す有るべし」（傅兆序）として同様の言辭がある。これらの言説は、南宋になり帝都の近郊として存在意義が高まったのと同時に朝廷が置かれた杭州にひけをとらない繁栄を遂げているとの強い自負心ないし対抗心が改めて方志を刊行する背景にあったことを示している。

ところで、浙江・台州の『嘉定赤城志』と『澉水志』は、明代にその続編（弘治『赤城新志』、嘉靖『続澉水志』）が刊行された際、その編纂者（謝鐸、董穀）が校訂・翻刻してくれたおかげで存続できたといっても過言ではないが、後の地方志が宋代の地方志と重複しないように十分配慮して編纂されることが一般的であったとはいいがたい。先に述べたように、南宋時代において既に地方志を新たに編纂し直すことが行われていたが、先行する地方志は資料や粉本として利用されはしても、それそのものの保護や普及には関心を集めなかったように思われる。一地方で複数の地方志が残っている場合があるけれども（嚴州、寧波、紹興、杭州）、嚴州のものは新定志（『淳熙嚴州図経』）・新定統志（『景定嚴州統志』）と称すように、また寧波の『開慶四明統志』は『宝慶四明志』の、紹興の『宝慶会稽統志』は『嘉泰会稽志』の続編として、近年のことを追記したり考証を深めたりして補完したものである。杭州の場合、最後の『咸淳臨安志』（1268年）が100巻中4巻を欠くのみに対し、淳祐志（1252年）は52巻中6巻（五～一〇巻）、乾道志（1169年）は15巻中3巻（一～三巻）とごく一部を残すに過ぎない。そして『乾道四明志』は清代に逸文を集めて復元した輯本である。つまり、複数伝世するための条件として、新しい地方志が古いものを更新する意図や内容をもっていないこと、それが後代の人に十分意識されることが指摘できるだろう。こうして、さらに新編の地方志による更新が繰り返された結果、宋代の図経や地方志によってそれ以前の地誌が失われたように²¹⁾、宋代の図経や地方志の大部分もまた散逸していったのである。

第5章 祠廟と図経・地方志

これまで論じてきたことは、地方官、士大夫、士人といった、地方政治と文化的価値判断を担った統治者及び知識人層を対象とするものであった。地方志が先ずかかる層と密接に関連して成立したことは明白である。序跋文は、まさにそうした当事者やその便宜により閲読できた者の意識を反映するものであった。では、これまでの地理書とは異なる意図・構成をもつようになった南宋の地方志は、民衆世界にとって直接的には全く関係のない存在であったのだろうか。この問題については序跋文のような史料はなく、

断片的な記述から推測していくしかないが、できる限り検討されなければならない。そこで、本章では祠廟を舞台に展開した民間祭祀に注目したい²²⁾。地方志に先立つ北宋の図経が官員の施政において活用されていた点については、青山氏により既に実例が挙げられている（前掲書487頁）。まずは図経と民間祭祀との関係から探りたい。

南宋初期の紹興年間（1131～62）、浙江・湖州の某知州が後漢時代の徐孺子という人物を祀る「孺子祠」を「淫祠」とみなして撤去しようとした際、住民側の申し入れにより中止することがあった²³⁾。「淫祠」とは国家の祭祀体系からはずれた神格を祀り、民衆にとっては自発的な崇拜の対象としての側面をもつが、他方において巫覡（シャーマン）や豪民などが暗躍して社会秩序を乱す元凶とされた存在である²⁴⁾。そのため、任地の治安秩序に責任を負う地方官にとって異端的な祠廟への対応は重要であり、「淫祠」と対決したり²⁵⁾、施設を解体して官舎や学校の建築資材にする²⁶⁾といった記録もまみられるが、他方において南宋になると土地神などを祀る在地の祠廟を国家に公認してもらい、さらには「廟額」の下賜申請により権威づけをはかる動向が生じたという。公認された祠廟は「祀典」と称される書冊に記載されることになっていたようであるが、この場合、当局者が「淫祠」としなかったのは、住民の信仰をそのまま認め尊重したからではなく、当該の祠が「図経」に掲載されていると指摘されたからである。

この「図経」は、おそらく『嘉泰吳興志』序文に李宗諤の名とともに記されているものと同一のもので、北宋の「祥符図経」であろうが、国家的政策のもとで官府が編纂した「図経」に掲載されていることは²⁷⁾、当時の読み手に当該の祠廟が国家により認証されたものであるとの認識を与えたとみてよいだろう。この点は、国家の政策に基づくものとはいえない南宋の地方志においても同様であった。浙江内陸の嚴州では、紹興9年（1139）に大中祥符年間以来となる「図経」が編纂されたが、『淳熙嚴州図経』によれば、その際に「祀典」や北宋の図経に記載されていない廟が新たに掲載されている²⁸⁾。『淳熙嚴州図経』は紹興年間の図経を重修（増補改訂）したものであり、宋代随一の書籍解題である陳振孫（私撰）の『直齋書録解題』巻八などでは「新定志」と表記されている。「新定」とは当地の郡名である。行政単位としての郡は過去のものであるが、雅称として好まれ宋代地方志の題目では一般的に用いられている。そして、本志に収録される紹興年間の「嚴州重修図経旧序」をみても明白であるが、「図経」と題しているとはいえ、地方官と地元の自主的な意向によって成立する点で典型的な南宋地方志である。そして、南宋の地方志全体をみても、その内容項目に異同があるが祠廟に関する項目のないものはない。地方志に廟名が記されることもまた、当該の廟がとりもなおさず統治者によって公認されたものであることを示しているといえよう。

「孺子祠」の事例でより注目すべきは、地域住民が「図経」を参照して信仰対象となっている祠の正統性を主張し、そこに書かれている以上、当局者もまたそれを認めざるを得なかった事実である。つまり、地方志にどの祠廟を記載するかについては、統治する

側のみならず、その崇拜者にとっても重要な関心事であったと考えられるのである。「祥符図経」には祠神の来歴が明白ではなく「祀典」に記載されていないものもあったようであるが²⁹⁾、南宋時代に編纂された地方志に掲載されている祠廟もまた、「廟額」を下賜されたり「祀典」に記載されたりして国家から正式な認証を得ているものとは限らない。本来、地方官にとって祈祷や廟宇修築など振興の対象となるのは、朝廷より廟額を下賜されるなど国家の祭祀に正式に体系づけられる祠廟だけでよいはずである。しかし、現実には、善良な住民の支持を受け地域社会に好ましい効果をもたらしていると判断されるものを無視し続けるわけにもいかなかった。それは、そうした祠廟にはその振興をはかる地元の熱心な意向があり、地方官としてもその存在を認めたほうが地域の安定をもたらす上で有効と判断されていたからである。そして、次に検討するように、祠廟の来歴を明示する文字テキストの存在は、祠廟に対する地方官や地方志編纂者にも影響を及ぼしていた。

湖州烏程県の烏青鎮において近年まで存在した「烏將軍廟」(跡地は医療施設となっている)は³⁰⁾、近所から「廟の繕理に人有り、常久に替れず」(「重修土地廟記」1211年)と称されるように住民の崇拜を集め繁栄していた。本廟には「烏墩鎮土地烏將軍廟記」(1187年、以下「碑文」と略記)という石碑が建立されたが³¹⁾、これは祠廟の由緒と靈験を住民の側から表明したものである。この「碑文」には、地方官を通じて住民達が朝廷に「廟額」を申請したことが記されている³²⁾。果たしてこれが認可されたかどうか確認できないけれども、本廟のことは、その後の『嘉泰吳興志』巻一三・祠廟にやや詳細に記載されているから、少なくとも州当局には十分認知される存在であったことは確実である。

『嘉泰吳興志』によると³³⁾、廟の前には池があり「鼈」が群棲していたという。その祭神は廟名の通り烏姓の武将である。この廟については、北宋後半から南宋初期にかけての文人、方勺の『泊宅編』に、北宋末(1126年頃)、鎮に赴任してきた官員が唐の韓愈の故事にならい、卵を盗まれた「鼈」の祟りを怖れる住民の不安をとりのぞいた逸話がある³⁴⁾。「鼈」とはおおすっぽんのことで、普通のスッポン(鼈)とは種類が異なる。廟前の池は「上智潭」と呼ばれていたが、これは「碑文」に初見で、より地域に密着した情報を伝えている。このように、廟名、祭神、廟宇の所在地や特徴など基本的なことは各文献おおむね一致しているといえるが、大きな食い違いも認められる。それは「烏將軍」の来歴である。

烏氏について『嘉泰吳興志』は、唐の藩鎮烏重胤の一族で、李錡の乱の際(807年)に戦死した者とする。その名(諱)は史書に載っていないといい、次のような注記がある³⁵⁾。

『旧編』に見ゆ。而して『統図経』乃ち伝く、烏氏は秦より著名なり、今鎮を名づくるを以て則ち將軍此に血食すること久し、と。ただ年代遠きに繹りて図志欠逸し、攷うべからず。唐史を按ずるに、烏重胤は河東將軍なり、承玘の於(子)なり。憲

宗の時、河陽節度使に擢さる。又た憲宗即位するや、李錡反き、管内の鎮将をして常・蘇・湖等五州の刺史を殺さしむ。辛秘、鎮将を殺し進討す。辛秘の功を立つ事は石刻有り。軍資庫に在りて、将吏の姓名に及んでは当に致うべし。

これをみると、本志の記事が「旧編」（南宋・淳熙年間編纂の『呉興志旧編』一二巻）と同様であること、そしてそれに先立つ紹興年間の「統図経」（『呉興統図経』巻数不明）では³⁶⁾、烏氏について確定的なことが記述されていなかったことが窺われる。

念のため新旧の『唐書』を参照しても、李錡の乱と烏重胤とがどのようにつながるのかわからないし、李錡の討伐に活躍した湖州刺史辛秘について調べても、管見のかぎり烏姓の人物の関与を見出すことはできていない。『嘉泰呉興志』は確かな根拠を何ら示していないのである。そして地方志は、編纂時には存在していた「烏墩鎮土地烏將軍廟記」とは異なる説をとっていた。この「碑文」では「夫の神の世系の若きは、史其の伝を佚い、里居も亦た考うべからず」と述べ典拠はないといいつながらも、「故老の伝う所」の姓名として「烏賛」と明記しており、さらに「烏賛」は司馬氏の武将として江南地方に遠征した際に陣没し、その地を守護することになったと述べているのである³⁷⁾。これは晋の時代（3～4世紀頃）になるが、やはり判然としない。根拠が不確かな点では、地方志も「碑文」もあまり変わらないようにみえる。しかし、「碑文」では姓名を完全なものとし、その生誕を地方志より古く設定するなど廟の由緒を高めようとしていることが明らかである。

また、廟域の「鼈」について、『泊宅編』が伝えるのは、官員が儀式を行うや住民の食用となり捕り尽くされたという、なんともあつけない結末である。ところが、「碑文」には、廟前の池は決して涸れも溢れもせず、さらに紹興年間に金の使節が「鼈」を捕獲しようとしたとき、捕り手が不調を感じかつ何か使節の夢に現れたので止めざるを得なかったというものがある³⁸⁾。前者の筆致はどちらかというと即物的で「鼈」はもとより廟の靈威さえ感じさせるものではない。これに対し、後者では付随物の靈威さえ強調して廟の存在をアピールしている。つまり、不特定の読者に作者自身の見聞を伝えるものと、地域に根ざす或いはそれを志向するものの権威づけをはかるものとは、言説の立脚するところが明らかに異なるのである。このように、書き手の立場の違いと具体的な記述には相関性が存在するのであって、『嘉泰呉興志』の本文において住民が敢えて捕らないと記しているのが「鼈」ではなくどこにでもいる「鼈」であることなどは、当局者として、民間祭祀のような微妙な事柄でも地域住民の主張するところを全て否定するのではなく、ある程度は認めて秩序に組み込む姿勢を端的に示しているのではないだろうか。なお、「烏將軍廟」の廟宇が「普静寺」に隣接していたことは、明清時代に編纂された烏青鎮自体の歴代地方志にもれなく記されているが、宋代の文献でこれに言及しているのは「碑文」ではなく、『嘉泰呉興志』であった。

以上取り上げた、地方志記事、筆記（見聞録）、廟記（碑文）の3種類のテキストの作

者はすべて士大夫・士人に属する者であった。『嘉泰吳興志』とそれ以前の湖州の地方志が地元の士大夫と官員により編纂刊行されたことはむろんのこと、『泊宅編』の方勺も官職経験のある士大夫であり、「碑文」の執筆者莫淵の肩書きは「進士」である。『泊宅編』は、作者が任地や訪問先などでの見聞を綴った「筆記」で、書名は本人が湖州烏程県の泊宅村に寓居していたことに因む。『嘉泰吳興志』とそれ以前の地方志編纂には当地出身者が参与していたけれども、その視座は湖州といういくつかの県と多数の郷村を統括する広い領域を俯瞰しようとするものであった。そして、方勺は廟のある鎮と同じ県に居住し局地的な情報に接することができたが、外来者であった（浙江・婺州出身）。地方志とは内容や目的は異なるものの、在地の祠廟を外側からみるという点では近い立場にあるといえよう。これに対して莫淵は「鎮人進士」、つまり、科挙に受験し「進士」及第を目指す鎮在住の知識人である。こうした士人—儒学を規範とする知識人ではあるけれども純然たる統治者というわけでもない者は、他方において官僚として各地を転々とし地元と疎遠になることの少ない立場にあった。彼らにとっては、地元の祠廟——とりわけ、当該地域への外敵の侵入や災害を退けると靈験が顕揚された土地神——は振興の対象になり得るものであり、高見にたつて突き放すものでは必ずしもなかったのである。そして、その存在を上級の方にも認知してもらおうとしたのであるが、その際に影響力を發揮したのは、「碑文」など祠廟の来歴や靈験を述べる文字テキストなのであった³⁹⁾。

なお、烏青鎮にはさらにもう一つの土地神廟である「索度明王廟」があった。烏青鎮が湖州と嘉興府の二つの州にまたがっていたので、本廟は嘉興府の地方志に掲載されているが⁴⁰⁾、その記事の内容ほとんどは、住民の求めに応じ万珪という士大夫が執筆した「索度王廟記」（1176年）という文章に基づいている⁴¹⁾。これは、廟を崇拝する側の意向が直截的にはるか上級の州の地方志に反映されたということであり、注目すべきであろう。本廟では1211年に大々的に修築が行われたが、浄財を集めるため鎮駐在の官員が住民に協力しており、「免解進士」などの肩書きをもつ人々の監督により竣工している。「重修土地廟記」は、修築の経緯を記録するものであった⁴²⁾。地方志の出版においても、官が関わることで浄財を集めやすかったのではないか。このように、「烏將軍廟」や「索度明王廟」では、「鎮人進士」「免解進士」など在地の士人層が碑文の執筆や廟宇の整備を担ったことが明白であるが、最初に挙げた「孺子祠」の場合、「凶経」を引用した人々を『嘉泰吳興志』は「土人」と表記している。それは、彼らが地方志の編纂者にとって同類つまり士大夫・士人とは認識されないような人々であったからと推測される。以上のように、知識人層に属するか否か違いはあるにせよ、宋朝の統治を受ける側にとって、祠廟の地方志掲載の有無や記述内容は、その正統性や官側による評価を示すメルクマールとなっていたのである。

結語

南宋においては、「県万戸に登らざるも、また必ず成書有り」（陳耆卿「嘉定赤城志序」1223年）、「今や僻陋の邦、偏小の邑もまた必ず紀錄有り」（黄巖孫「仙溪志跋」1257年）、「壁にみな記有り、此れ独り無し。紹定己丑（1229年）、楼君演始めて之を記す。邑にみな志有り、此れ独り無し。淳祐辛亥（1251年）、今の令黄君元直始めて之を志す。記闕くと雖ども、邑に志有り。令の名氏は其の中に在り。志苟に作さざれば、則ち古往今来の事事物物はみな其の関繫する所を考う所無し。豈に区区として名を記すのみならんや。而うして後此の書一日も無みすべからざるを知るなり」（陳埜「語溪志序」、乾隆『石門県志』歴修旧序）などと、州県を対象とする地方志の存在が特に珍しいことではないとする言説が少なくない。

とはいえ、実際には地方志はどの地方でも必ず編纂、刊行されるものではなかった。そのなかで刊行を成し遂げたものには次のように記すものがある。「其の志立たば則ち時之に赴くなり。其の志無くして其の時を需むと曰うは、吾いまだ之聞かざるなり。豈に惟だ一図牒のみ然りと為さんや、天下の事みな然り」（陳耆卿「嘉定赤城志序」1223年）。これなどは、地方志の刊行には特別な意志が必要であったことを述べている。地方志はそれぞれの地域に立脚するから、その内容自体はあまり一般的な価値をもたない。そこに、文字記録として集成することにより地元を誇示しようという意識が強くはたらいっていたのは間違いない。しかし、地方志を編纂し出版するという営為自体は普遍的な意味をもつようになっていたことを見落としてはならないだろう。そして、地方志は、当該地方に立脚してはいるものの国家中央の存在を相対化するものではなく、あくまで科挙官僚、士大夫、士人といった、宋代の社会的文化的価値に基づき文字テキスト化する主流派の所産であったということである。地方志が祠廟の実態（信仰する側の主張など）をそのまま記録することなく、撰者の意図によって取舍選択されたり記述されたりするのも、地方志が統治と儒学という規範に立脚するものである以上、当然のことであった。

ところで、地方官の行政管理と最も密着して成立した書物といえば、官箴書や判語集であろう。これらに比べると、地方志はありのままの事実よりは理念の枠内での記述を行なう傾向があるし、さらに人物と文芸の内容があっても史書や文集のようなまとまりのない、実用性にも普遍的価値にも乏しい書物として捉えられるかもしれない。しかし、そのような、後代に書き換えられることを前提とするような存在だからこそ統治者と統治を受ける側双方を結ぶコミュニケーションの媒体となり得たのではないだろうか。コミュニケーションとしてみると、地方志の編纂に関わった知事や州県学教授などの官員には文人としての顔もあったし、寓居者もまた序文を依頼され時に撰者となるなど、地方志は地理的空間こそ限定されているけれども、土着の者だけでまとめられるものではなく、地域間を移動し交流する知識人が大いに関与するものであったと指摘できる。地

方志の生成は、官僚統治の進展というよりも、知識人の層と活動の拡大を背景にしていると理解すべきである。

本稿は、序跋文を中心に検討したものであり、具体的な内容については祠廟を取り上げたに過ぎない。以上で述べたことをより確実なものとするには、地方志の重要な要素である、人物そして詩文の分析が進められなければならないし、宗教面では祠廟に加えて仏教寺院や僧侶もまた必須の項目であった。これらの要素が地方志テキストを構成することにどのような意味があるのか究明するためには、多岐にわたる課題が残されている。

註

- 1) 英語圏で宋代地方志を概観したものとして次の論文があり、南宋におけるエリートの在地位向との相関性について指摘している。James M. Hargett, "Song Dynasty Local Gazetteers and Their Place in The History of Difangzhi Writing" *Harvard Journal of Asiatic Studies*, 56-2 (1996): 405-442.
- 2) 常棠「澠水志序」
 噫。『元和郡県 [図] 志』、丞相李吉甫所制也。後三百余年、侍制張公始刻于襄陽。今余所編『澠水志』、後二十七祀、樞鎮孫君即鏤于時阜 [堂]、則是書之遇知音又不大可慶耶。
- 3) John. Chaffee, *The Thorny Gates of Learning in Sung China: A Social History of Examination* (New Edition. State University of New York Press, 1995. Original Publish, 1985) p. 197.
- 4) 『作邑自箴』巻一では、次のように県内の地区 (郷) ごとに地勢を報告させ、図面を3部作成して色のついた符で分類し、それぞれ知県の執務室、私室に備え、さらに公文書庫で保管することが提唱されている。
 勒郷司、供出村分地形高平低下、仍画図子三本、庁所・燕息之處各張一本、内一本連所供文状入架閣庫、図子以色牌子別之 (謂高以朱、平以肉紅、低以青、平以黃、下以碧、仍各郷計逐色目掛之)、以防水旱、易於檢視。
- 5) 淳熙『新安志』の撰者羅願の序文 (1175年)、参照。知州趙不悔の序文で「吏以図経先至、見其疎略」と記すのは、これを指すのだろう。
- 6) 『作邑自箴』巻一に「応簿書須用一樣好紙、摺能書人、真楷題面、常切愛護潔淨」とあるように、簿書は入念に作成され、大切に運用・保管されなくてはならなかった。宋代の官府における文書用紙の取り扱いについては、竺沙雅章「漢籍紙背文書の研究」(『京都大学文学部研究紀要』14、1973年)を参照。
- 7) 田中謙二著『朱子語類外任篇訳注』(汲古書院、1994年) 62頁。
- 8) 田中氏前掲書100-104頁、参照。
- 9) 澠浦鎮と羅叔韶については、拙稿「宋代の鎮駐在官」(『史学雑誌』107-4、1998年)、参照。
- 10) 初石湖范公為『吳郡志』成、守具木欲刻矣。時有求附某事于籍而弗得者、因嘩曰「是書非石湖筆也」。守憚莫敢弁、亦弗敢刻、遂以書藏學宮。
- 11) 井上進著『中国出版文化史』(名古屋大学出版会、2002年)、第10章。
- 12) 宋代地図には石刻されていて現存するものもあるが、これは巻物であったと推測されている。清水茂著『唐宋八家文』3「曾鞏」(朝日新聞社、1979年)、参照。
- 13) 羅鑑「羅山志序」(康熙『崇仁県志』所収)
 嘉定元春、西昌李君以簿領攝邑事、見委編次。於是、請問耆宿、搜羅追問、遍考諸家記載・公私碑刻、而以祥符旧経為祖、累年彙粹迺克、成書凡五十有一門、釐為六卷、載詩文不可不録、編而成集者又四卷、総一十卷、名曰『羅山志』。

14) 『直齋書錄解題』卷八

『蘇州凶經』六卷 翰林學士饒陽李宗諤・昌武等撰。景德四年(1007)、詔以四方郡県所上凶經刊校定、為一千五百六十六卷、以大中祥符四年頒下。今皆散亡、館中僅存九十八卷、余家所有、惟蘇・越・黃三州刻本耳。

15) 南宋の書籍解題では、『嘉州志』二卷 右皇朝呂昌撰。以『嘉州凶經』増広(『郡齋讀書志』卷八地理類)、『黃州凶經』四卷附録一卷 李宗諤、祥符所修凶經亦頗有後人附益者。郡守李訖又以近事為附録焉。訖參政邵漢老之子也(『直齋書錄解題』卷八)とある。呂昌朝は知嘉州で任期元祐3年~5年(1090)、李訖の知黃州の任期は紹熙3年(1192)から慶元元年(1195)。

16) 祝安上「(吳郡)凶經統記後序」(1100年)

秘書省正字樞密院編修朱公伯原、嘗為前太守晏公作『吳郡凶經統記』三卷、既而成晏公罷去、遂藏于家。其後、太守章公雖求其本以置郡府、而見之者尚鮮也。元符改元(1098年)、安上以不才濫縮倂符、到郡之後、周覽城邑、顧瞻山川、竊欲究古興替盛衰之迹、而『旧經』事簡文繁、考証多闕、方欲博訪旧聞、稍加増綴、而得此書於公之子耜、讀之終卷、惜其可伝而未滿伝也。於是、不敢自秘、偶以承乏郡事、俾縷版于公庫以示久遠。

17) 註1)参照。「東其稿十年矣。更久則非惟不備而併与就者失之。今青社齊公碩始至。欲迄就未暇。逾年報政、遂復以命余。……如是者半載而書成。……用能以半載之間初千歲之闕、増十年未備、洗數百年之因襲、成四人之塵嗟(『嘉定赤城志』陳耆脚序)。

18) 井上氏前掲書155-57頁。

19) 『至元嘉禾志』唐天麟序

而旧志多簡略弗載。宋嘉定甲戌(1214年)、郡守岳侯珂前聞之遺闕、嘗命鄉先輩閔表卿賦任行人子羽之事編藁、將上而岳侯去、鄉論借之、越六十三載。

20) 『吳郡志』趙汝談序

当中興、其地視漢扶・馮、人物魁倬、井賦蕃溢、談者至与杭等、蓋益盛矣。而旧凶經蕪漫失考、朱公長文雖重作亦略。是豈不使非大欠者。

21) 羅願「新安志序」

至梁蕭幾為新安太守、愛其山水、始為之記。又有王篤『新安記』、唐有『歙州凶經』。国朝太平興國中、詔編『広記』、往往摭取之。至大中祥符中、頒李宗諤所修『新凶經』於天下、則由前諸書廢不顯。

22) 地方志と祠廟の關係については、宝祐『仙溪志』を分析した小島毅氏の論考「南宋地方志の言説」(初出1991年)がある。同氏著『中国近世における礼の言説』(東京大学出版会、1996年)第5章、参照。

23) 『嘉泰吳興志』卷四、山・孺子山

孺山在県東三十八里。「三吳土地記」云、後漢徐孺子友人冀州刺史姚元起於此、時九江何子翼嘲之曰、南州孺子平生哭死、前慰林宗後傷。元起山有孺子祠。紹興中、郡侯撤淫祠、土人按凶經為言、祠得不廢。二十二年(1152)、晋陵丞唐法為記。近又得古刻於水滨。

24) 『嘉泰吳興志』卷一三、祠廟・州治

古者、法施於民以勞、定国以死。勤事禦大菑捍大患者繫祀典。郡邑之間亦有陰佑、一方英靈赫著受封額於朝廷、垂声華於竹帛者各廟食於其地、尸而祝之、孰曰非宜非此族也。而舞列牲酒謂之淫祀。吳興風俗、人每以尚淫祀。言今考掘「凶經」「統記」「旧編」所載詳覈事始著之於後。子不語怪、而「統記」載防風廟巨人垂足、蔣帝廟飛蝗入耳、銅官廟巫臥高、柯梓廟華鳥啄令目、語尤怪誕。蓋郡邑有祠、所以為民水旱疾疫之禱。其繫祀典載凶志、陰佑斯土、廟食歲久者固不可廢。正不必援神怪以詩誣於無知之眚也。

25) 『統資治通鑑長編』卷七五、大中祥符四年(1011)正月辛巳

徙知永興軍王嗣宗代之(邠寧環慶副都部署)。邠州城東有靈応公廟、傍有山穴、群狐処焉。妖

巫挾之為人禍福、風俗尤信向、水旱疾疫悉禱之、民語為之諱狐。及〔王〕嗣宗至、燻而逐之、
 尽塞其穴、淫祠遂息。

26) 『嘉泰吳興志』卷八、公解・武康県

尉庁在武康県丞庁西。乾道三年(1167)、尉周粹中毀淫祠以其材重建。

27) 淳熙『新安志』卷四(婺源・休寧県)、同卷五(黟県)、『嘉定赤城志』卷三一(瀟長史廟)、『咸淳毗陵志』卷一四(駙馬廟)、『至元嘉禾志』卷一二(陸司空廟)、紹熙『雲間志』卷中(陸司空廟)などでも「祥符図経」の引用例が確認でき、「図経」において祠廟は基本的な記載項目であったと考えられる。

28) 『淳熙嚴州図経』卷二、祠廟

英烈王廟 在胥嶺。蓋伍子胥別廟。旧不載祀典。紹興九年、因修図経、考正本原、取吳山本廟封爵名之。歲時遣官致祭焉。朱太守祠 在烏隴。漢會稽太守朱買臣之神也。又有別廟在朱池。旧亦不載祀典。紹興九年、因修図経、知為會稽郡地買臣故郷、為加增葺。歲時祀之。

29) 『乾道四明図経』卷七、昌国県

黄公祠在東海中四百里。晋天福三年(938)置。其祠載於「旧図経」、非係祀典。故事実未詳。今按『會稽典録』云、人材則有黄公。深己暴秦之世、豈其人歟。

30) 地方都市としての烏青鎮については、拙稿「烏青鎮の内部構造——宋代江南市鎮社会分析——」(宋代史研究会編『宋代人の認識——相互性と日常空間——』汲古書院、2001年)を参照。

31) 「廟記」本文に「募堅珉」(次注参照)との句があり、さらに本「廟記」を収録する万曆『烏青鎮志』(1601年刊)所収の「重修土地廟記」(1211年)を刻む石碑が現存していることから、碑文として執筆されたものと考えられる。

32) 「烏墩鎮土地烏將軍廟記」(万曆『烏青鎮志』卷四、芸文志。康熙『烏青文獻』卷九、文)

今年秋、状其事白於鎮、鎮請於州、州以次請于朝丐廟額。且漏淵記、淵世沐神休、辭之弗獲、因募堅珉以誌神靈異之実為不朽之伝云。皇宋淳熙十四年丁未冬十二月八日、鎮人進士莫淵撰。

33) 『嘉泰吳興志』卷一三、祠廟

烏將軍廟在烏墩鎮。一名烏戎將軍、唐烏重胤之族子、史失其名。李錡反、將軍与之戰死。葬於鎮之普静寺、遂廟食於此。前有大池方十余畝、多鼈人不敢捕。

34) 方勺『泊宅編』卷第六

烏青墩鎮在湖・秀二郡之間、有烏將軍廟前一池、鼈居其中、孳息日繁、窟穴漸深。其大者如甕盎、每春夜遺明岸草、鎮人竟取鹽之、以為包苴之物。靖康初、右史周離亨謫監鎮稅、慮其為患、効韓退之為文投之、徙吳松江中、衆漁爭取、鬻以充庖、數日而盡。

35) 卷一三、祠廟。現行の『嘉泰吳興志』は輯本であり、その註には原書の刊行以降(年号)の記述のあるものがある。本来の註に加えて書き込まれたものか、すべて後世の増入したものか、即断はできないが前者と考えられる。例えば、「孺子祠」に関しては卷一三・祠廟では見出しだけにして参照先を注記し、卷四・山の本文で具体的な記述を行っている。「烏將軍廟」の場合、註記者も『嘉泰吳興志』以前の方志を参照したかたちになっており、史料的に問題ないと思われる。なお『嘉泰吳興志』は、民国3年(1914)刊・吳興叢書本の跋によると、清代には散逸し四庫全書を編纂した際に『永樂大典』より復元される経緯をたどっている。

36) 『嘉泰吳興志』卷一八、事物雑志に著録。

37) 「烏墩鎮土地烏將軍廟記」(万曆『烏青鎮志』卷四、芸文志。康熙『烏青文獻』卷九、文)

若夫神之世系、史佚其伝、里居亦不可考。故老所伝謂烏侯諱贊、仕典午氏、之東摠戎南討、至車溪而歿。神將吳起就墓于池之西北偏、後起集余兵經樞李下城呂五而還、設豆觴謁於神、神憑卒而言曰「子之有功吾悉所助、吾当永佑茲土」。觀者翕然、起敬遂擬祠于池右、儀像備焉。吁、神之血食、此方歴年滋久、人之奔走奉事不懈益虔。每歲八月十二日為誕辰、必輟輦祠下、百物豊潔、薦享之者、蓋所以彰神之靈而營神之貺也。但廟無刻識、里人懼湮沒無聞。

- 38) 「烏墩鎮土地烏將軍廟記」(万曆『烏青鎮志』卷四、芸文志。康熙『烏青文獻』卷九、文)
 祠前有池名曰「上智潭」、劇早不枯、涇潦不溢。有龜數十、出沒其中。紹興壬午(1162年)春、虜使朝貢道崇徳、聞而異之、督吏至取。吏俄感疾、命之者亦形夢、而龜復歸、彼一互物爾。寧非貸神之余靈也。
- 39) 湖州のそのほかの祠廟に注目すると、天目祠龍王廟(安吉県)は「遇早祈祷甚靈響」(本文)というが、「然父老相伝僅百余年」という。廟の権威には長い間靈驗を顕わす「実績」が必要であったことが窺える。他方において石冢広陵侯廟(滄安県)の祭神などは北宋・熙寧年間に生まれ、恩蔭により兵馬都監の官職を得て方臘の乱平定後に死去したという陸圭なる者である。『嘉泰吳興志』の本文は「『旧志』所抛、廟中碑文載之」と記している。後世加えられた註文によると、この廟が封号を授けられたのは淳祐年間(1241～1252)のことである。来歴の新しい廟ではあるものの、由緒や靈驗を示す「碑文」が祠廟の興隆に寄与していたことが推測される。口頭で発信される伝承よりも文字テキストである碑文の方が統治者にアピールしたのではないだろうか。
- 40) 『至元嘉禾志』卷一二、祠廟・崇徳県
 索度明王廟在県東北六十里青鎮。考証、青鎮土地神也。宋宣和間、起居舍人周維亨謫洺鎮事。一夕夢有神人謁之曰「子居敵陋。幸公慮顧我」。翌日周訪諸叢祠得王像。適契夢中所見者。遂為修祠宇。万珪為之記。『旧志』謂「索度王」。即吳王孫權之子。然鎮西南隅自有索靖王廟。攷之、唐咸通中朱洪所記、索靖王實吳王孫權之仲子也。未知孰是。
- 41) 本文は『至元嘉禾志』卷二六、碑碣・崇徳県、所収。
- 42) 前掲拙稿「烏青鎮の内部構造」を参照。